

(1) クリーニング所の自主管理点検について

利用者にとって、清潔で技術のあるクリーニング所はとても信頼のある施設に映るものです。このような施設は、リピーター客も多い傾向があります。施設に入った印象も技術とともに重要な選択材料になっています。

自主管理点検票は、施設の清潔と衛生的な管理に重点を置いたものです。普段から整理整頓に気を使っても、見逃しや気づかない項目があると思います。このため点検票を利用して、定期的に点検し、改善をすることにより見逃しをより少なくできます。施設により、どの項目を重視するか違ってくとも考えられます。

項目の追加や削除をして、各施設に見合った点検票を作るなど自主的な管理を実施しましょう。

(2) 自主管理点検票の点検項目について

【1 採光・照明・換気】

- ・所内は、採光、照明、換気を十分に行なっているか。

清潔な施設でも、薄暗いと入りづらいものです。照明など定期的に清掃し、明るい店内を維持しましょう。

また、利用者からの印象もさることながら、従事者の健康や、効率的な作業をするために十分な明るさや換気が必要です。特に有機溶剤を利用している施設は、十分気をつけるようにしましょう。

【2 清潔整頓】

- ・クリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機械及び機器を清潔に保っているか。

施設に対して、利用者が一番敏感に反応することが、施設の清潔さです。いかに技術が確かでも、不潔だと敬遠されてしまうおそれがあります。

- ・洗濯物を処理する場所及び格納する容器は、随時薬品で消毒しているか。

洗濯物が汚れる可能性を除きましょう。各種設備等が汚れていると、不衛生な印象につながってしまいます。

【3 洗濯物の区分】

- ・仕上げの終わった洗濯物は、未洗濯物等の汚れに汚染されないように保管しているか。

床の上に放置するようなことは避けるようにしましょう。長期保管が必要となった場合は、棚の中に収納してほこり等の汚染防止の対策を講じましょう。

- ・洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取扱っているか。

仕上げの終わった洗濯物が未洗濯物によって汚れることのないように、明確に作業の流れを分ける必要があります。

【4 機械類】

- ・洗濯機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類の点検、整備は適切か。

機器の点検整備をおろそかにすると、思わぬ事故につながります。

【5 溶剤】

- ・溶剤は、密閉容器に入れ、直射日光や雨水の影響のない方法で保管しているか。

各種の薬剤等は、密閉して漏れの無いようにしましょう。野ざらしにしていると、容器の劣化によ

る溶剤の漏洩が起こりかねません。

適切に保管しないと地下水や河川の汚染事故につながるおそれがあります。所定の保管庫又は戸棚に保管しましょう。また、有機溶剤の一部（ターペン）は引火性が強いので保管には気をつけましょう。

・**排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置は、適正に維持管理し正しく作動しているか。**

溶剤を大気中へ放出させないようにしましょう。各機器の定期点検に心がけましょう。

・**蒸留残さ物等は適切に保管・処理しているか。**

溶剤（パーク、ターペン等）を基準以上含む廃棄物や残さは、産業廃棄物になります。産業廃棄物の保管については、密封することや劣化を防ぐため容器は屋内で耐溶剤性受け皿の上に置く等、他の廃棄物よりも厳しい管理が要求されています。処理についても産業廃棄物管理票（マニフェスト）により厳しく管理されています。適正な管理、処理に心がけましょう。また、処理記録の帳簿は作成して5年間の保存が義務付けられています。

【6 洗濯方法】

・**水洗の場合、洗剤濃度、すすぎ回数、処理時間等は適切か。**

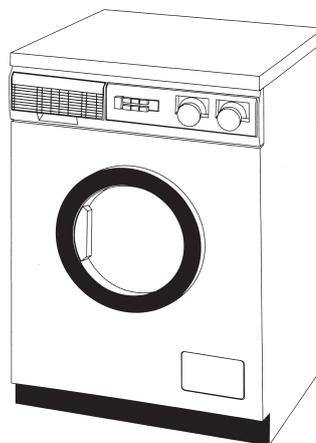
汚れの程度や洗濯物の素材等に応じて選別して、適切な作業をしましょう。

・**ドライクリーニングの場合、ドライ機内の溶剤は汚れていないか。また、処理時間、溶剤中の洗剤濃度等は適切か。**

ドライ機内も定期的に清掃しましょう。また、溶剤等も適正な量を使用しましょう。

・**乾燥は十分に行っているか。溶剤が衣類に残留しないようにチェックしているか。**

洗濯物に溶剤が残らないように十分乾燥しましょう。乾燥が不十分だと、「化学やけど」の原因となります。



【7 要消毒洗濯物】

・**消毒が必要な洗濯物は、他の洗濯物と区分し、洗濯前に正しく消毒しているか。**

消毒を要する洗濯物は、感染症の拡散防止という観点からも、その他の洗濯物と明確に分ける必要があります。適切な方法で消毒を実施しましょう。

《参考》

消毒を要する洗濯物

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で、伝染性の疾病の病原体によるおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院または診療所において、療養のために使用された寝具、その他これらに類するもの

【8 利用者への説明等】

- ・洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法を説明するよう努めているか。

利用者への説明不足は、クレームの原因となります。受取・引渡しの際には、処理方法等について適切な説明を行いましょう。

- ・クリーニング所においては苦情の申出先を店頭に掲示しているか。
- ・洗濯物の受取及び引渡しの際利用者に対し、苦情の申出先を記載した書面を配布しているか。

書面（領収書等）には、「クリーニング所の名称・所在地・電話番号」または「無店舗取次店の名称・車両の保管場所・電話番号」を記載してください。

【9 従業者】

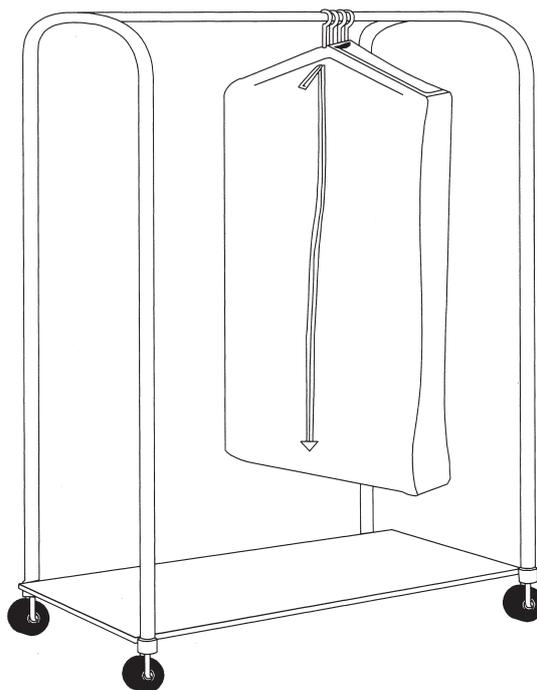
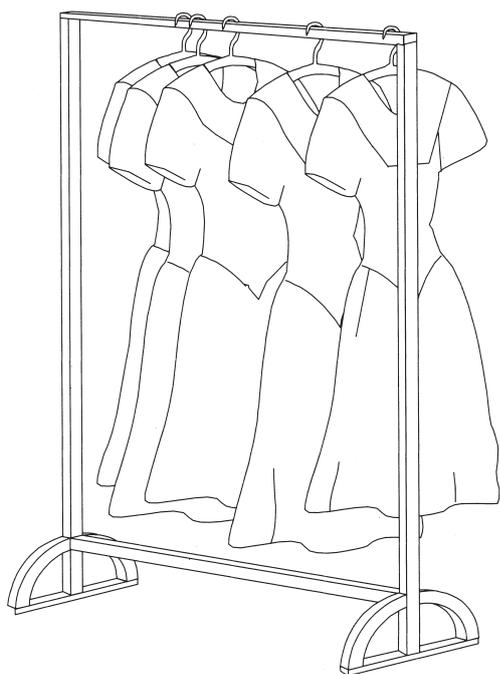
- ・クリーニング師は、業務従事後1年以内に、その後は3年ごとに研修を受けているか。
- ・営業者は従事者数の5分の1に対し3年ごとに講習会を受けさせているか。
- ・営業者は、常に従業者の健康管理に注意しているか。

（以上、次項目「各業種に共通する事項」参照）

【10 届出】

- ・従業者や施設の構造設備等に変更があった場合、保健所長に届出を行っているか。

（以上、次項目「各業種に共通する事項」参照）



(1) 従事者に関する事項

多くの人が利用する環境衛生関係営業においては、従事者は常に健康や清潔に気を配ることが必要です。感染症などの疾病には特に注意が求められ、定期的な研修や講習会の受講が必要な場合もあります。そこで、次のような点について点検を行きましょう。

① 従事者は定期的に健康診断を受けているか。

1年に1回以上健康診断を受けることが望まれます。

② 伝染性の疾病にかかっている者又は疑いのある者が業務に従事していないか。

結核等人から人へ感染する疾病は自らが感染していることがわからないことが多く、従事者間や場合によっては利用者に二次感染させてしまうおそれもあります。

健康診断等で早期発見に努め、疾病にかかったら早めに治療するようにしましょう。伝染するおそれのある皮膚疾患にかかっている場合は、業務に従事せず早めに治療するように努めましょう。

③ 清潔な衣服、白衣などを着用しているか。

また、身の回りの清潔に気を配り、利用者に対し気持ちよいサービスを提供するようにしましょう。

④ 定期的な研修や講習会の受講はしているか。

定められた研修や講習会は必ず受講するようにしましょう。

(2) 定められた保健所への届出は、きちんと行っているか。

それぞれの営業について、法令により必要な届出が義務付けられています。これらについて日頃から十分認識し、変更事項等が生じたときは遅滞なく保健所へ届けなければなりません。定期的に点検確認しましょう。

① 管理者・従事者に関する事項

管理者・従事者に変更などが生じたときは速やかに届け出ることが必要です。

② 構造設備に変更が生じた場合

それぞれの業種によって内容は異なりますが、構造設備に変更があったときは速やかに届け出ることが必要です。大規模な変更の場合には許可自体に影響を及ぼすこともあり得ますので、事前に保健所に相談するようにしましょう。

(3) その他の関係機関への届出もきちんと行っているか。

建築部局(例、特殊建築物定期報告)や消防署(例、防火管理者の届出、消防設備点検報告)などの関係機関に届け出ることが必要な事項もあります。これらについても十分点検確認し、遅滞なく届け出るようにしましょう。

このパンフレットに対する御質問は、東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課(電話:03-5320-4385)にお問い合わせください。

(発行) 東京都福祉保健局健康安全室 電話03(5320)4385

(編集) (社) 東京都環境衛生協会 電話03(3442)3611

(印刷) 有限会社 明光印刷 電話03(3959)7541

発行 平成17年11月 登録番号(17)第250号



1ABD0



芳香族成分容量比1%未満
石油系溶剤 30%以下
VOC成分 1%未満
エコマーク認定番号
第04102010

